

を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

口 法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第八条 指定試験機関は、法第十八条の十一第一項の保育士試験委員を選任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第九条 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第十条 指定試験機関は、内閣府令で定めるところにより、試験事務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は廃止してはならない。

第十三条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

第十四条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は停止を命ずることができる。

第十五条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

第十六条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第十七条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

第十八条 保育士は、登録証を破り、汚し、又は登録証を失つたときは、登録証の再交付を申請することを変更することができる。

前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第十九条 保育士は、第一項の申請をした後、失つた登録証を発見したときは、速やかに、これを登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。

前項の申請をするには、申請書にその登録証を添えてはならない。

第二十条 保育士は、登録を登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。

第二十一条 この章に定めるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他の保育士に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第十三条 法第十八条の九第一項、法第十八条の九第一項、法第十八条の九第一項第一号の政令

第十四条 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた保育士について、登録の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、登録を行つた都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

第十五条 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第十八条の九第一項の規定による指定をしたとき。

二 第十二条の規定による許可をしたとき。

三 第十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第十六条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行つた都道府県知事（指定試験機関が行った保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に提出しなければならない。

第十七条 保育士は、保育士登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、登録証の書換え交付を申請しなければならない。

前項の申請をするには、申請書に申請の原因となる事を証する書類及び登録証を添え、こ

れを登録を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

前項の申請をするには、申請書を登録を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

第十八条 保育士は、登録証を破り、汚し、又は登録証を失つたときは、登録証の再交付を申請することができる。

前項の申請をするには、申請書を登録を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

第十九条 保育士は、登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。

第二十条 保育士は、登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。

第二十一条 この章に定めるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他の保育士に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十二条 法第十九条の二第一項第一号の政令

第十三条 法第十八条の九第一項第一号の政令

第十四条 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた保育士について、登録の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、登録を行つた都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

第十五条 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第十八条の九第一項の規定による指定をしたとき。

二 第十二条の規定による許可をしたとき。

三 第十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第十六条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行つた都道府県知事（指定試験機関が行った保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に提出しなければならない。

第十七条 保育士は、保育士登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、登録証の書換え交付を申請しなければならない。

前項の申請をするには、申請書に申請の原因となる事を証する書類及び登録証を添え、こ

の条において同じ。）及び当該小児慢性特定期病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定基準世帯員」といふ。）についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げた地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）から六月までの場合にあつては、前年度）分の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げた地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（以下「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援の額を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び四号）において「高額治療継続者」といいう。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病による身体の状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び四号）において「高額治療継続者」といいう。）又は医療費支給認定患者（法第十九条の二第一項に規定する医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下この条及び第二十二条の三において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 次号から第七号までに掲げる者以外の者

一 一万五千円

二 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）一万円

イ 医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下この条において同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げた地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）から六月までの場合にあつては、前年度）分の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げた地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（以下「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病による身体の状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び四号）において「高額治療継続者」といいう。）又は医療費支給認定患者（法第十九条の二第一項に規定する医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下この条及び第二十二条の三において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

四号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合計した額が七万五千円未満である場合における当該医療費支給認定による医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）五千円
イ 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）二千五百円
イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課さない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十一年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者であつて、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において要保護者（生活保護法（昭和二十一年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

七 次のイ又はロに掲げる者 零
イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病
児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、
指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月
において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

ロ イに掲げる者のほか、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならないことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、前項の規定にかかる医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除して得た率をいう。）を乗じて得

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

第二十二条の三 法第十九条の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者者が法第十九条の三第一項又は第十九条の五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

第二十二条の四 法第十九条の七、第二十一条の五の三十一及び第二十四条の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

第二十二条の二 法第十九条の第三項の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、同条第一項に規定する指定医が同項に規定する診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により同項の申請を同条第八項に規定する診断した日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。

二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
一 前項各号に掲げる医療費支給認定保護者は、は医療費支給認定患者の区分に応じ、当該各号に定める額

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付

船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百一十五号）の規定による療養扶助金に限る。）

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）

消防法（昭和二十四年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）

水防法（昭和二十三年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九百一一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の規定による療養補償に限る。）

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の規定による療養給付

保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費による療養扶助金に相当するものに限る。)。

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の規定による療養の給付並びに常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)。

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費。

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)の規定による療養補償の措置に関する法律(平成十六年法律第二百十二号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の規定による損害の補償(災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)。

第二十二条の五 法第十九条の九第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。

第二十二条の六 法第十九条の九第二項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)
二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)
三 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

五 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十八号）

七 生活保護法

八 社会福祉法

九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）

十 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

十二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

十三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

十五 児童虐待の防止等に関する法律

十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

十七 認定こども園法

十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十九 子ども・子育て支援法

二十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

二十一 特区法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律

二十三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

二十四 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第二十二条の七 法第十九条の九第二項第三号の（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百十九条（同法第十六条の第十七条 第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第一百二十条（同

法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百二十二条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七条)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

四 第二十二条の八 法第十九条の十第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。)又は保険薬局」とあるのは「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九条の十第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第十九条の九第一項」と読み替えるものとする。

第二十二条の九 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 特区法(第十二条の五第七項の規定に限る。)

三 特区法第十二条の五第八項において準用する法

四 第二十二条の六各号(第二十一号を除く。)に掲げる法律

第二十二条の十 法第十九条の二十第三項(法第二十一条の二、第二十二条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

第二十二条の十一 法第二十二条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読 み替える規定		第十九条の二 第十第一項		第十九条の二 第十九条の十		第二十三条 法第二十条第六項に規定する政令で 定める基準は、次のとおりとする。	
二	第十第一項	小児慢性特 定疾患医療	第三第十項	小児慢性特 定疾患医療	第三第十項	第二十一一条の 二において読み 替えて準用す る第十九条 の十二	第二十一一条の 二において読み 替えて準用す る第十九条 の十二
第五項まで	第十九条の二 十第三項から 第五項まで	費 定 疾 病 医 療	費 定 疾 病 医 療	費 定 疾 病 医 療	費 定 疾 病 医 療	診療報酬	診療報酬

前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第二十一条の四の十第一項の規定により国立成育医療研究センター等（法第二十二条の四の九に規定する国立成育医療研究センター等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第二十一条の四の二第一項第一号に掲げる者

二 法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されるいわゆる団体

厚生労働大臣は、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第二十一条の四の十第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第二十一条の四の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、国立成育医療研究センター等が法第二十二条の四の二第一項の規定による匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、国立成育医療研究センター等）に提出しなければならない。

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 次号から第六号までに掲げる者以外の者
三万七千二百円

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十二条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）
三分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号から第六号までに掲げる者を除く。）四千六百円

三 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。）をいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。）のうちに無償化対象通所児童（通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。）がいる通所給付決定保護者（次号から第六号までに掲げる者を除く。）次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化

化対象通所児童である場合を除く。)に係るものの限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)
四 口 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援があつた月の属する年度(指定通所支援があつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が前号に定める額とする。)ときは、同号に定める額とする。
五 小学校就学前児童(通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童若しくは特例保育(子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特例保育をいう。)若しくは家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)による保育を受ける児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。)が一人以上いる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除く。)次のイ又は口に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額とする。
(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大

臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。）及び第二十五条の二において同じ。）である障害児（当該障害児が無償化対象通所給付決定保護者の通所給付決定に係る児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（2）通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所給付決定保護者の通所給付決定に係る市町村民税の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの。イ（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

負担額算定期准者者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児が無償化対象通所給付決定保護者の通所給付決定に係る市町村民税の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの。イ（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第五条の二において同じ。）である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第五条の二において同じ。）である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(1) 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付決定保護者次の（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第五条の二において同じ。）である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

六

の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額が同一の月に受けた指定通所支援に係る法律第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

第

第二十五条 法第二十二条の五の四第一項第三号に規定する政令で定めるときは、通所給付決定保護者が、法第二十二条の五の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第二十二条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援（次条第二号において「基準該当通所支援」という。）を受けたときとする。

（2）
ある障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。（に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

第二十四条第四号口に掲げる通所給付決定保護者（1）（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前最年長児童である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

通所給付決定保護者が同一の月に受

(1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の（1）又は（2）に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ
（1）又は（2）に定める額

(1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額がイに定められた額に化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(1) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者）のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(iii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者）のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(iv) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者）のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援による法第二十一条の五の第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定する額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

口
七千二百円

（一）通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ハからへまでに掲げる者を除く。） 四千六百円

（二）負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決定保護者（三からへまでに掲げる者を除く。）次の（一）又は（二）に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）（2）に掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当決定保護者が同一の月に受けた基準該当

るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)
一 第二十四条第六号に掲げる通所給付決定保護者 零
二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからヘまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める額

(3) 額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

二 小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者（亦及びへに掲げる者を除く。）次の（1）又は（2）に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）（2）に掲げる者以外の者 次の（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十三条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童である障害児（当

該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受

(2) 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（（1）（i）及び（i-i）に掲げる額を合算した額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする）負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千百一円未満であるもの（（i）に掲げる者を除く）。次の一（1）から（3）までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

規定 読み替える	法の規定中 読み替える字句
第二十一條 の五 の六 第 二項	前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所
第二十一條の五の八第二項の通所給付決	第二十一條の五の八第二項の変更の決
句	読み替える字

<p>(3) 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)</p> <p>八 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が基準該当通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該通所給付決定保護者をいう)、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者は全ての負担額算定基準者が無償化対象規定期による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>合を除く。)に係るものに限る。)に百</p> <p>分の五を乗じて得た額</p>
第二十五条の四	法第二十一条の五の九第一項第四号の政令で定めるときは、通所給付決定保護者が法第二十一条の五の六第一項又は第二十二条の五の八第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。
第二十五条の五	高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率(通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入・借受け又は修理(第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。)をした補装具(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。)であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。
第二十五条の三 法第二十一条の五の八第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障

(法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた指定入所支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)による合計額から当該指定人所支援につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額。

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあつては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた指定入所支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)による合計額から当該指定人所支援につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額。

四 同一の世帯に属する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に購入等をした補装具に係る同条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入等をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額。

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居宅サービス等(介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)及び施設サービス等(これに十一条に規定する介護予防サービス(これに

相当するサービスを含む。)及び地域密着型介護サービス費(これに相当するサービスを含む。)をいう。(以下この号において同じ。)に係る介護サービス費等(同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例介護予防サービス費、施設介護予防サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例地域密着型介護サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。)の合計額に九十分の百(同法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらとの規定に規定する百分の七十を超える百分の八十を超える百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十五条に規定する高額介護サービス費、同法第五十六条第三項の規定に規定する高額医療合算介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費の額を控除して得た額通所給付決定保護者が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第五号に掲げる額は零とする。

定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)及び第一項第三号に掲げる額(当該通所給付決定保護者が支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)第一号において同じ。)である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が特定保護者負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該通所給付決定保護者に對して高額障害児通所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該通所給付決定保護者に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者^按分率(入所給付決定保護者は支給決定障害者等である通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号から同項第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に通所給付決定保護者^按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児通所支援負担上限月額(当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者であるときは、障害児通所支援負担上限月額と当該入所給付決定保護者に係る第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額のいずれか高い額)とする。

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定保護者である場合にあっては、その配偶者に限る。)に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から

第三項の特定保護者負担上限額を控除して得た額をいう。

高額障害児通所給付費の支給に関する手続に
関して必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給
付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分
に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十四条各号に掲げる者（次号に掲げる
者を除く。）三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定
保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の
世帯に属する者が指定通所支援のあつた月に
おいて被保護者である場合若しくは要保護者
である者であつて内閣府令で定めるものに該
当する場合における当該通所給付決定保護
者者 零

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者（法
第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所
支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二
において同じ。）肢体不自由（法第六条の二の
二第二項に規定する肢体不自由をいう。次項及
び第二十五条の十二において同じ。）のある児
童に対して治療を行うものを除く。、指定障害
児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定す
る指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十
一において同じ。）又は指定障害児相談支援事
業者（法第二十二条の二十六第一項第一号に規
定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二
十七条の十八及び第四十六条の三第三号におい
て同じ。）に係る法第二十二条の五の十五第三
項第五号（法第二十二条の二十六第一項第一号、第
二十二条の五の十九第二項、第二十四条の九第
三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条
の十三第二項において準用する場合を含む。）
及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条
の二十九第四項において準用する場合を含む。）
の二十九第四項において準用する場合を含む。）
において準用する場合を含む。）の政令で定め
る法律は、次のとおりとする。

一 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十
一号）

二 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八
号）

三 第二十二条の六第五号から第八号まで、第
十一号から第十九号まで及び第二十一号に掲
げる法律

指定障害児通所支援事業者のうち肢体不自由
のある児童に対して治療を行うものに係る法第

法第二十二条の六に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護同条第四項に規定する同行援護同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この項において「居宅介護等」という。）の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所（以下この項において「短期入所」という。）の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者二

三 負担額算定基準者（入所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうちに無償化対象入所児童（入所

四

市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度の地方税法の規定による市町村民税

額が二十八万円未満であるもの入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得

□ 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第

イ 口に掲げる者以外の者 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児(当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が第一号に定める額を超えるとき

第二十七條の三

法第二十四条の四第一項第三号

第二十七条の四 高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額が高額障害児入所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児入所給付費算定基準額を控除して得た額に入所給付決定保護者(分率(入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入等をした補装具であつて、入所給付決定に係る障害児が使用するものに係る同項第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。

入所給付決定保護者が、次条第二号に掲げる者であるときは、第二十五条の五第一項第五号に掲げる額は零とする。

に掲げる者に限る。が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第一号に掲げる額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）に掲げる額（当該入所給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害定により同項に規定する支給決定を受けた障害

第

児の保護者に限る。)である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。(以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が特定保護者負担上限月額(その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入所給付決定保護者に対し高額障害児入所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該入所給付決定保護者に係る第二十五条の五第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率(通所給付決定保護者又は支給決定障害者等である入所給付決定保護者が同一の月に受けたサビスに係る同項第二号に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額

二 調整後利用者負担上限月額(当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者であるときは、障害児入所支援負担上限月額と当該通所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額のいずれか高い額)とする。

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する入所給付決定保護者(入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。)に係る第二十五条の五第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第二項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

高額障害児入所給付費の支給に関する手続に關して必要な事項は、内閣府令で定める。

一 第二十七条の二各号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）三万七千二百円

内閣総理大臣は前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

第一項の規定にかかるわらず、入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費の支給があつたものとみなされた入所給付決定保護者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所障害児食費等給付費を支給しない。

第二十七条の七 法第二十四条の七第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

指定障害児入所施設のうち障害児入所医療を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

二 第二十二条の六各号（第二十一号を除く。）
に掲げる法律

三 第二十五条の十二第一項各号（第五号を除く。）
に掲げる法律

第二十七条の十二 法第二十四条の十九の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条 の五の二十 六第四項	第二十一 条の五の二十 七第一項	業者 指定障害児 通所支援事 業者	指定障害児 通所支援事 業者	指定障害児入所施 設の設置者
支援 指定 通所	障害児通所 支援事業所	障害児入所施設	障害児入所施設	障害児入所施設
項目に規定する指定 二十四条の二第一	指定入所支援（第 二十二条の二第一	指定入所支援（第 二十二条の二第一	指定入所支援（第 二十二条の二第一	指定入所支援（第 二十二条の二第一

による控除が行われている場合には、その控除額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。」をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」及び当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者零号に掲げる者を除く。）一万五千円

項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれら措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の四第三号の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聽かなければならぬ。

第三十条 都道府県知事は、法第二十七条第一項第三号の規定により児童を里親に委託する措置を採つた場合には、児童福祉司、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者福祉司又は社会福祉主事のうち一人を指定して、里親の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。

第三十一条 削除

第三十二条 都道府県知事は、法第二十七条第一項第一号から第三号までの措置（同条第三項の規定により採るもの及び法第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものと除く。）若しくは法第二十七条第二項の措置を探る場合又は同条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は都道府県知事が必要と認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならぬ。（ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。）

前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その採った措置について都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

第三十三条 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により届出をした者が当該児童とともに他の都道府県の区域内に居住地を変更したときは、直ちに、その者の新居住地の都道府県知事に、その旨及びその者の指導につき必要な事項を通知しなければならない。

第三十四条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に關し必要な事項のうち、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令、それ以外のものについては内閣府令で定める。

第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号の政令で定める法律は、第二十二条の六第七号、第八号、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律とする。

第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十二条の七各号に掲げる規定とする。

第三十五条の三 法第三十四条の十五第三項第四号ニの政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。

第三十五条の四 市町村長は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が法第三十四条の十六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならぬ。ただし、当該家庭的保育事業等について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合

二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童扶養手当法

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

三 児童手当法

四 平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律

五 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する特別措置法

六 第二十二条の六第八号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十三号に掲げる法律

て算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額十五 法第五十一条第六号に掲げる費用については、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その額を控除するものとする。）

第四十三条 法第五十三条及び第五十五条の規定により交付した国庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。

一 家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。

二 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。）の設置者が、法第四十六条第四項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。

三 児童福祉施設の設置者が、法第五十八条第一項の規定により、法第三十四条の十五第一項の規定により、法第三十五条第四項の認可を取り消されたとき。

四 家庭的保育事業等を行う者が、法第五十八条第一項の規定により、法第三十四条の十五第一項の規定により、法第三十五条第四項の認可を取り消されたとき。

五 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者は、家庭的保育事業等を行う者が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

六 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。

七 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。

八 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

九 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者は、家庭的保育事業等を行う者が、その事業の全部若しくは児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等を行う場所が当初予定した目的以外の用途に利用されるようになつたとき。

十 負担金交付の条件に違反したとき。

十一 詐偽の手段で、負担金の交付を受けたと

不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを聞き、議決をすることができない。

不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第四十四条 不服審査会は、委員のうちから

規定期による技術的読み替えは、次の表のとおりと

する。

第四十四条の二 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第六章 審査請求

第四十四条の三 審査請求

第四十四条の四 審査請求

第四十四条の五 審査請求

第四十四条の六 審査請求

第四十四条の七 審査請求

第四十四条の八 審査請求

第四十四条の九 審査請求

第四十四条の十 審査請求

第四十四条の十一 審査請求

第四十四条の十二 審査請求

第四十四条の十三 審査請求

第四十四条の十四 審査請求

第四十四条の十五 審査請求

第四十四条の十六 審査請求

第四十四条の十七 審査請求

第四十四条の十八 審査請求

第四十四条の十九 審査請求

第四十四条の二十 審査請求

第四十四条の二十一 審査請求

第四十四条の二十二 審査請求

第四十四条の二十三 審査請求

第四十四条の二十四 審査請求

第四十四条の二十五 審査請求

第四十四条の二十六 審査請求

第四十四条の二十七 審査請求

第四十四条の二十八 審査請求

第四十四条の二十九 審査請求

第四十四条の三十 審査請求

第四十四条の三十一 審査請求

第四十四条の三十二 審査請求

第四十四条の三十三 審査請求

第四十四条の三十四 審査請求

第四十四条の三十五 審査請求

第四十四条の三十六 審査請求

第四十四条の三十七 審査請求

第四十四条の三十八 審査請求

第四十四条の三十九 審査請求

第四十四条の四十 審査請求

第四十四条の四十一 審査請求

第四十四条の四十二 審査請求

第四十四条の四十三 審査請求

第四十四条の四十四 審査請求

第四十四条の四十五 審査請求

第四十四条の四十六 審査請求

第四十四条の四十七 審査請求

第四十四条の四十八 審査請求

第四十四条の四十九 審査請求

第四十四条の五十 審査請求

第四十四条の五十一 審査請求

第四十四条の五十二 審査請求

第四十四条の五十三 審査請求

第四十四条の五十四 審査請求

第四十四条の五十五 審査請求

第四十四条の五十六 審査請求

第四十四条の五十七 審査請求

第四十四条の五十八 審査請求

第四十四条の五十九 審査請求

第四十四条の六十 審査請求

第四十四条の六十一 審査請求

第四十四条の六十二 審査請求

第四十四条の六十三 審査請求

第四十四条の六十四 審査請求

第四十四条の六十五 審査請求

第四十四条の六十六 審査請求

第四十四条の六十七 審査請求

第四十四条の六十八 審査請求

第四十四条の六十九 審査請求

第四十四条の七十 審査請求

第四十四条の七十一 審査請求

第四十四条の七十二 審査請求

第四十四条の七十三 審査請求

第四十四条の七十四 審査請求

第四十四条の七十五 審査請求

第四十四条の七十六 審査請求

第四十四条の七十七 審査請求

第四十四条の七十八 審査請求

第四十四条の七十九 審査請求

第四十四条の八十 審査請求

第四十四条の八十一 審査請求

第四十四条の八十二 審査請求

第四十四条の八十三 審査請求

第四十四条の八十四 審査請求

第四十四条の八十五 審査請求

第四十四条の八十六 審査請求

第四十四条の八十七 審査請求

第四十四条の八十八 審査請求

第四十四条の八十九 審査請求

第四十四条の九十 審査請求

第四十四条の九十一 審査請求

第四十四条の九十二 審査請求

第四十四条の九十三 審査請求

第四十四条の九十四 審査請求

第四十四条の九十五 審査請求

第四十四条の九十六 審査請求

第四十四条の九十七 審査請求

第四十四条の九十八 審査請求

第四十四条の九十九 審査請求

第四十四条の一百 審査請求

第四十四条の一百一 審査請求

第四十四条の一百二 審査請求

第四十四条の一百三 審査請求

第四十四条の一百四 審査請求

第四十四条の一百五 審査請求

第四十四条の一百六 審査請求

第四十四条の一百七 審査請求

第四十四条の一百八 審査請求

第四十四条の一百九 審査請求

第四十四条の一百十 審査請求

第四十四条の一百一十一 審査請求

第四十四条の一百二十二 審査請求

第四十四条の一百三十三 審査請求

第四十四条の一百四十四 審査請求

第四十四条の一百五十五 審査請求

第四十四条の一百六十六 審査請求

第四十四条の一百七十七 審査請求

第四十四条の一百八十八 審査請求

第四十四条の一百九十九 審査請求

第四十四条の二百一 審査請求

第四十四条の二百二 審査請求

第四十四条の二百三 審査請求

第四十四条の二百四 審査請求

第四十四条の二百五 審査請求

第四十四条の二百六 審査請求

第四十四条の二百七 審査請求

第四十四条の二百八 審査請求

第四十四条の二百九 審査請求

第四十四条の二百十 審査請求

第四十四条の二百十一 審査請求

第四十四条の二百十二 審査請求

第四十四条の二百十三 審査請求

第四十四条の二百十四 審査請求

第四十四条の二百十五 審査請求

第四十四条の二百六十六 審査請求

第四十四条の二百六十七 審査請求

第四十四条の二百六十八 審査請求

第四十四条の二百六十九 審査請求

第四十四条の二百七十 審査請求

第四十四条の二百七十一 審査請求

第四十四条の二百七十二 審査請求

第四十四条の二百七十三 審査請求

第四十四条の二百七十四 審査請求

第四十四条の二百七十五 審査請求

第四十四条の二百七十六 審査請求

第四十四条の二百七十七 審査請求

第四十四条の二百七十八 審査請求

第四十四条の二百七十九 審査請求

第四十四条の二百八十 審査請求

第四十四条の二百八十一 審査請求

第四十四条の二百八十二 審査請求

第四十四条の二百八十三 審査請求

第四十四条の二百八十四 審査請求

第四十四条の二百八十五 審査請求

第四十四条の二百八十六 審査請求

第四十四条の二百八十七 審査請求

第四十四条の二百八十八 審査請求

第四十四条の二百八十九 審査請求

第四十四条の二百九十 審査請求

第四十四条の二百九十一 審査請求

第四十四条の二百九十二 審査請求

第四十四条の二百九十三 審査請求

第四十四条の二百九十四 審査請求

第四十四条の二百九十五 審査請求

第四十四条の二百九十六 審査請求

第四十四条の二百九十七 審査請求

第四十四条の二百九十八 審査請求

第四十四条の二百九十九 審査請求

第四十四条の三百 審査請求

第四十四条の三百一 審査請求

第四十四条の三百二 審査請求

第四十四条の三百三 審査請求

第四十四条の三百四 審査請求

第四十四条の三百五 審査請求

第四十四条の三百六 審査請求

第四十四条の三百七 審査請求

第四十四条の三百八 審査請求

第四十四条の三百九 審査請求

第四十四条の三百十 審査請求

第四十四条の三百十一 審査請求

第四十四条の三百十二 審査請求

第四十四条の三百十三 審査請求

第四十四条の三百十四 審査請求

第四十四条の三百十五 審査請求

第四十四条の三百十六 審査請求

第四十四条の三百十七 審査請求

第四十四条の三百十八 審査請求

第四十四条の三百十九 審査請求

第四十四条の三百二十 審査請求

第四十四条の三百二十一 審査請求

第四十四条の三百二十二 審査請求

第四十四条の三百二十三 審査請求

第四十四条の三百二十四 審査請求

第四十四条の三百二十五 審査請求

第四十四条の三百二十六 審査請求

第四十四条の三百二十七 審査請求

第四十四条の三百二十八 審査請求

第四十四条の三百二十九 審査請求

第四十四条の三百三十 審査請求

第四十四条の三百三十一 審査請求

第四十四条の三百三十二 審査請求

第四十四条の三百三十三 審査請求

第四十四条の三百三十四 審査請求

第四十四条の三百三十五 審査請求

第四十四条の三百三十六 審査請求

第四十四条の三百三十七 審査請求

第四十四条の三百三十八 審査請求

第四十四条の三百三十九 審査請求

第四十四条の三百四十 審査請求

第四十四条の三百四十一 審査請求

第四十四条の三百四十二 審査請求

第四十四条の三百四十三 審査請求

しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

二 第五号に規定する期間内に第四十四条の第十項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

第四十四条の九 法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、内閣府令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

第四十四条の十 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

第四十四条の十一 都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、第四十四条の九に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないくなつたとき。

二 指定事務受託法人が、第四十四条の八第二項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定事務受託法人が、不正の手段により法第五十七条の三の四第一項の指定を受けたことが判明したとき。

六 指定事務受託法人が、法及び第二十五条の十二第一項各号若しくは第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

七 指定事務受託法人が、市町村等事務に関する不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援若しくは障害児相談支援又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者がいるとき。

九 市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一 法第五十七条の三の四第一項の指定をしてきたとき。

二 第四十四条の十一第一項の規定による届出（同項の内閣府令で定める事項の変更に係るもの）を除く。）があつたとき。

三 前条第一項の規定により法第五十七条の三の四第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第四十五条 指定都市において、法第五十九条の四第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したときは、内閣府令で定めるところによつては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第五十九条の四第一項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令によつては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

第四十五条の二 法第五十九条の四第一項の政令で定める市（特別区を含む。）は、東京都港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区、横須賀市、金沢市、明石市並びに奈良市とする。

第四十五条の三 児童相談所設置市において、法第五十九条の四第一項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされる事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項第二号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第一項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十一条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十の二までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項の規定による同条第一項のデータベースへの記録等、法第二十二条の五の十の規定において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知等、法第二十二条の五の二十一第一項（法第二十四条の十四条の五の二十一第一項（法第二十二条の五の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二十四条の十九第四項の規定による協議の場の設置等、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、法第三十

の規定により、都道府県が処理することとされている児童福祉に関する事務を処理するものとする。この場合には、同法中都道府県に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

児童相談所設置市の中長は（第一項の規定により法第十九条の二十第一項（法第二十二条の二及び第二十四条の二十一）において準用する場合を含む。）の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、法第十九条の二十第三項（法第二十二条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）の意見の聴取に關し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、児童福祉設置市は、第六項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、法第八条第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

第一項及び第二項の場合においては、前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第九項、第二十七条规定第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児

童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

第一項及び第二項の場合においては、法第十三条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第五十五条（法第五十一条第五号に係る部分を除く。）並びに第五十六条の八第六項の規定は、適用しない。

第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適

「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十二条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第三項中「前条第一項第一号に掲げる業務市町村職員の研修を除く。」並びに同項第二号（イを除く。）とあるのは「前条第一項第二号（イを除く。）」と、法第十三条第二項中「第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況と、同条第八項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第一項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ことに行う」とあるのは「ことに行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」といいう。）の長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十一条の五の十七第五項中「もの第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。」中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号中「の区域」とあるのは「又は児童相

行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」であるのは「都道府県及び児童相談所設置市」とあるのは「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十二条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十二条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、「都道府県の設置するものを除く。」と、法第五十一条第三項中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び」「児童相談所と」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業にについての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に

3 号又は第二号に該当する者とみなす。 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に る保母を養成する学校その他の施設であるもの は、新令第十三条第一項第一号の厚生大臣の指定す る保育士を養成する学校その他の施設とみ なす。	附 則 (平成一四年二月八日政令第二十九号) この政令は、平成十一年四月一日から施行す る。附 則 (平成一四年二月八日政令第二十九号) この政令は、平成十一年四月一日から施行す る。
附 則 (平成一〇年一一月二六日政令第三 九三号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。	附 則 (平成一〇年一一月二六日政令第三 九三号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。 (児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第四条 この政令の施行前に第四条の規定による 改正前の児童福祉法施行令第十五条第一項の規 定によりされた建物の建築、買収又は改修(以 下この条において「建物の建築等」という。) についての承認は、第四条の規定による改正後 の児童福祉法施行令第十五条第一項の規定によ りされた建物の建築等の同意とみなす。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇 九号) 抄 (施行期日) (この政令は、内閣法の一部を改正する法律 平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平 成十三年一月六日)から施行する。(ただし、附 則第三項の規定は、公布の日から施行する。 (委員等の任期に関する経過措置) この政令は、内閣法の一部を改正する法律 平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平 成十三年一月六日)から施行する。従前の審議会 の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めた その日に満了する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
二 中央児童福祉審議会 附 則 (平成一二年六月七日政令第三 三六号) この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
附 則 (平成一二年六月一四日政令第三 三号) この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
附 則 (平成一二年六月一四日政令第三 三号) この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
五〇号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十七年四月一日から施 行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。 (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
附 則 (平成一四年六月五日政令第一 七号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
附 則 (平成一四年六月五日政令第一 七号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。 (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
附 則 (平成一四年六月五日政令第一 七号) 抄 (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。 (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。	第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日 から施行する。ただし、附則第四条の規定は、 平成十四年十月一日から施行する。 (改正附則第三条の政令で定める学校その他の 施設)
附 則 (平成一五年三月三一日政令第一 四〇二号) 抄 (施行期日) この政令は、児童福祉法の一部を改正する法 律の施行の日(平成十七年一月一日)から施行 する。	第一条 この政令は、児童福祉法の一部を改正す る法律の施行の日(平成十六年四月一日)から 施行する。

附 則 (平成二十八年三月三一日政令第一
八七号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法施行令第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及

び同法第二十二条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援（以下「指定通所支援等」という。）について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

- 附 則** (平成二八年六月三日政令第二十三
八四号)
- (施行期日)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成二八年八月一八日政令第二
八四号)
- (施行期日)
- この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

- 1 (児童福祉司の配置標準に係る基準に関する経過措置)
- 2 (児童福祉司の配置標準による改正後の児童福祉法施行令第三条第一項の規定の適用について)

平成二十八年度（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間に限る。）における第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第三条第一項の規定について

は、同項第一号中「四十万」とあるのは、「六十万」とし、平成二十九年度及び平成三十年度における同項の規定については、同号中「四十万」とあるのは、「五十万」とする。

- 附 則** (平成二九年三月二九日政令第六
四六号)
- (施行期日)
- この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

- 1 (国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日)
- 2 (平成二十九年九月二十二日) から施行する。
- 附 則** (平成二九年一月二七日政令第
二九〇号)
- (施行期日)
- この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条

の規定（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条第六号の改正規定に限る。）及び附則第十一条の規定（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第六条第六号の改正規定に限る。）は公布の日から、次条の規定は法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

（以下「児童相談所設置市の市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の市長等の行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の市長等に対しても行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成二九年一二月二〇日政令第一
一三号)

(施行期日)

この政令は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

- 附 則** (平成三十一年二月二八日政令第四
一一号)
- (施行期日)
- この政令は、法の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

- 附 則** (平成三十一年三月二二日政令第五
八六号)
- (施行期日)
- この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年六月一五日政令第一
三一号)
- (施行期日)
- この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

- 第四条** 児童福祉法施行令第二十五条の五第一項の規定（同令第二十七条の四における利用者負担世帯合算額の算定に適用する場合を含む。）（経過措置）
- 第一条 この政令は、平成三十一年八月一日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年三月三〇日政令第一
三一号)
- (施行期日)
- この政令は、法の施行の日（平成三十一年三月三〇日）から施行する。
- 附 則** (平成三十一年六月一五日政令第一
三一号)
- (施行期日)
- この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年七月二七日政令第二
二号)
- (施行期日)
- この政令は、平成三十一年九月一日から施行する。

- 第二条** この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る同法の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給について適用し、施行日前に支給決定障害者等が受けた第三条の規定による改正前の児童福祉法施行令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る同法の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。
- 附 則** (平成三十一年三月三〇日政令第一
二号)
- (施行期日)
- この政令は、平成三十一年九月一日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年六月一五日政令第一
三一号)
- (施行期日)
- この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成三十一年七月二七日政令第二
二号)
- (施行期日)
- この政令は、平成三十一年九月一日から施行する。
- 第二条** この政令による改正後の児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置
- 1 (児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 (この政令による改正後の児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第六条の二第二項に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは障害児通所医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条の規定によ

- り、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（以下「児童相談所設置市」という。）の市長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関で、この政令の施行の日（以下「施行日」といいう。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為とが困難な事情があると厚生労働大臣が認める場合を含む。以下同じ。）の規定による基準を標準として定める数の児童福祉司を確保することができる同法の規定による小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六条の二第二項に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは障害児通所医療費の支給又は施行日以後に行われる同法第七条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは障害児通所医療費の支給について適用し、施行日前に施行前に児童福祉法の規定により都道府県知事がした処分その他の行為でこの政令の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定による基準を標準として児童福祉司の数を定めることができ。施行日前に児童福祉法の規定により都道府県知事がした処分その他の行為でこの政令の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により定められた都道府県知事に対してもされた申請その他の行為で、施行日以後において新地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二の規定により読み替えて適用する児童福祉法（以下

（読替え後の児童福祉法）という。の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」といいう。）の長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、読替え後の児童福祉法の規定により中核市の長がした処分その他の行為又は中核市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

定める基準又は読み替え後の児童福祉法第二十二条の五の十九第一項若しくは第二項の規定にに基づき条例で定める基準とみなす。

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（許可、認可、措置等の効力）

は、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に對して行つた許可、

第三条 読替え後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号、読替え後の児童福祉法第二十二条の五の十五第三項第一号、読替え後の児童福祉法第二十二条の五の十七第一項各号又は読替え後の児童福祉法第二十二条の五の十九第一

この政令の施行の際に努力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」といいう。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為

（施行期日）抄
附 則（令和二年一月一九日政令第三一
号）
る。この政令は、令和二年七月一日から施行す

(施行期日) 号抄 (令和元年六月五日政令第二〇一)
この政令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)
この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条、第二十五条の一、第二十五条の六、第二十七条の二及び第二十七条の五の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第二十二条の五の三第一項に規定する指定通所支援、同法第二十二条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援及び同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援（以下、「指定通所支援等」といいう。）について適用し、施行日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例によりる。

附 則（令和元年六月一四日政令第二七二）
(施行期日) 号抄

第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条 第十条及び第十三条（働き方改革）を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定

附 則（令和元年八月二七日政令第七七一）
(施行期日)

十二年政令第四百七十二号) 第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市(特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。)の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他機関(以下「児童相談所設置市の長等」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対する行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則 (令和元年八月三〇日政令第八三号)

(施行期日)
1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。
(許可、認可、措置等の効力)
2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関(以下「都道府県知事等」という。)が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対しても行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後児童福祉法施行令第四十五条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十二号)第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市(特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。)の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他機関(以下「児童相談所設置市の長等」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後において

（施行期日）
（二）この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（心理に関する指導をつかさどる所員の数に関する経過措置）
（この政令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における児童福祉法施行令第一条の四の規定の適用については、同条中「二で除して」とあるのは、「三で除して」とする。）
（附 則）（令和二年七月八日政令第二二九号）抄
（この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。）
（附 則）（令和二年一〇月二三日政令第三一五号）
（施行期日）
（許可、認可、措置等の効力）
（この政令は、令和三年四月一日から施行する。）
（県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分の十三第一項第三号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第二十二条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療及び同法第十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）について適用し、施行日前に行われた肢体不自由児通所医療等については、なお従前の例による。）
附 則（令和二年三月二七日政令第六二一号）
（施行期日）
（一）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

その他の行為又は現に都道府県知事等に対しても行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二条）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に對して行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和二年一二月二四日政令第三号）抄

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

第六条 第二条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十二条第一項（第四号イ及び第五号に係る部分に限る。）、第二十四条（第六号に係る部分に限る。）、第二十五条の二（第二号に係る部分に限る。）、第二十五条の十三第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二十七条の二（第四号に係る部分に限る。）及び第二十七条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二（第二号）第二条第一項の規定により、この政令によるとおり改定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下この条において同じ。）の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二（第二号）第二条第一項の規定により、この政令によるとおり改定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所支援（同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を行なう。以下この条において同じ。）が行われた月が同年以後の場合における同法第二十一条の二第一項の障害児入所給付費の支給について適用し、小児慢性特定疾病医療支援が行なわれる月が同月以後の場合における同法第二十条の二の障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援（同法第七条第二項に規定する障害児入所支援を行なう。以下この条において同じ。）が行われた月が同年以後の場合における同法第二十二条の規定は、この政令の施行の日

れた月が同年六月以前の場合における当該小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児通所支援が行われた月が同月以前の場合における当該障害児通所給付費の支給及び障害児入所支援が行われた月が同月以前の場合における当該障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和三年七月二一日政令第二〇九号）抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和三年八月六日政令第二二八号）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。（施行期日）
（許可、認可、措置等の効力）
この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に對して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四百七十二条第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二条）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和三年一二月一〇月一九日政令第三〇二号）

第一条 この政令は、令和四年七月一日から施行する。（施行期日）
（許可、認可、措置等の効力）
この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年一二月一〇月一九日政令第三二号）

第一条 この政令は、令和四年七月一日から施行する。（施行期日）
（許可、認可、措置等の効力）
この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に對して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四百七十二条第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二条）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和五年一二月八日政令第三二一号）

第一条 この政令は、令和五年十月一日から施行する。（施行期日）
（許可、認可、措置等の効力）
この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に對して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に對して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四百七十二条第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二条）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和五年一二月八日政令第三二二号）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。（施行期日）
（許可、認可、措置等の効力）
この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に對して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四百七十二条第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二条）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和四年六月一七日政令第二二二号）

第一条 この政令は、令和五年二月一日から施行する。（施行期日）
（許可、認可、措置等の効力）
この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に對して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四百七十二条第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二条）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に對して行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和五年三月一七日政令第五九号）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二三日政令第七一号）抄

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二七日政令第七七号）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月三一日政令第一九五号）抄

この政令は、令和五年十月一日から施行する。

附 則（令和五年七月五日政令第二三五号）抄

この政令は、令和五年五月三一日から施行する。

附 則（令和五年七月五日政令第二三六号）抄

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

附 則（令和六年一月一九日政令第一一二号）抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二六日政令第四一号）抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。